



さくら 農業委員会だより



第82号 平成26年1月

発行 佐倉市農業委員会
〒285-0003
千葉県佐倉市飯野 820
TEL 043-484-6285(直通)
佐倉市ホームページ
(<http://www.city.sakura.lg.jp>)



耕作放棄地解消に取り組んでいる水田
(佐倉市飯田地先)

主な内容

- 新年のごあいさつ……………2頁
- トピックス……………3頁
- ストップヤミ耕作……………4頁
- 農地の適正な管理……………5頁
- 農地の売買・贈与……………5頁
- 農業者年金のお知らせ……………5～6頁
- 全国農業新聞のお知らせ……………6頁



カムロちゃん

(今年は午年なのじゃ! 佐倉・城下町
400年記念イメージ・キャラクター)

新年の「あいなひ」

佐倉市農業委員会

会長 田中 資造



新年あけましておめでとうござ
います。

農家の皆様方には日頃より農業
委員会の業務、事業につきまして、
御理解と御協力をいただきありが
たうございます。

昨今の国内外の農業を取り巻く
環境は、一段と厳しさを増してお
りまして、農畜産物の価格の低迷、
農業従事者の高齢化や後継者不足
等に加え、TPPに代表される貿
易における関税の撤廃等、広範な
自由化が促進される等、極めて厳
しい状況下におかれています。現
在、農林水産省においては、農地

中間管理事業の推進に関する法
律案が国会に提出され、減反廃止
への動きなど、新たな農業施策が
展開されようとしています。

これらの施策の動向を注視し
ながら、当市における農業問題に
取り組んでまいります。具体的
には、担い手農家への農地の掘り起
こしや利用集積事業の設定の推
進を行うとともに、農業経営基盤
強化促進事業の一層の周知、活用
を推進してまいります。

また、耕作放棄地解消対策にお
いても、多くの地域で取り組んで
おりますが、農業委員会、市農政
担当課と連携し、地域の農業者と
共に、解消に努めてまいります。

今後とも、21名の農業委員
は、農業者の代表者として、事務
局ともども、諸々の課題に向け

て、一丸となり全力で取り組んで
まいり所存でございますので、皆
様の御理解と御協力をお願い申し
上げ、今後一層のご支援をいただ
きますようお願い申し上げます。

皆様の御健勝と本年が平穏であ
りますことを御祈念申し上げます
て、新年のごあいさつとさせてい
たできます。



謹んで新年のお慶びを申し上げます。

農業委員会委員一同

農業委員会事務局職員一同

トピックス

農林水産省、5年後をめどに減反を廃止する案を提示

- 農林水産省は、5年後をめどに生産数量目標の配分に頼らず、生産者が需要に応じた生産ができるよう取り組むと明記、生産目標を配分する仕組みをやめる一方、都道府県ごとの詳細な販売状況や在庫情報などを生産者らに提供。農家の判断でコメの需要に応じた生産が可能となるよう環境整備を進めたい考えである。

農地中間管理事業の推進に関する法律案が国会に提出されました。

- 平成25年10月25日、国会に法律案として提出されました。
- 「農地中間管理事業」とは、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る。）を事業実施地域として次の業務を行う事業であって、農地中間管理機構が行うものをいう。
- 農用地等についての農地中間管理権（農用地等に賃借権、使用貸借権）を取得。
- 農地中間管理権を有する農用地等の貸付を行う事。
- 農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務を行う事。
- 農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行うまでの間、当該農用地等の管理を行う事。

ストップ!ヤミ耕作 こんな農地はありませんか？

- 昔から手続きをせずに農地を貸して（借りて）いる。
- 手続きをしてあるのかもわからない農地を貸して（借りて）いる。
- 親戚・知人に信頼だけで貸して（借りて）いるので、手続きをしていない。
- 転作・税金等の関係があるので手続きをしていない。
- 手続きが面倒くさいからヤミで貸して（借りて）いる。
- 農作業受委託であるにもかかわらず、地主が相手方から賃借料をもらっている。
- 法律の要件に該当しないので、ヤミで貸して（借りて）いる。

このように正規の手続きをせずに20年以上にわたって農地の貸し借りが行われていた場合、民法第163条（所有権以外の財産権の取得時効）により、賃借権を賃借人が取得することがあります。

その場合、いざ農地を売ったり、貸したりするときには、賃借人の同意が必要になったり、印鑑代（離作料）を請求される場合があります。

裁判になると、膨大な裁判費用がかかったり貴重な時間を費やすことになり、地主・賃借人双方にとって相当な負担を強いられることとなります。

そのようなトラブルをなくすために・・・**農業経営基盤強化促進法に基づく正規の手続きをしましょう。**

- 契約期間が終了すれば、離作料を支払うことなく、自動的に地主に農地が返ってきます。
- 公的機関〔農政課・農業委員会〕が仲介するので安心して農地の貸し借りが出来ます。
- 要件に該当すれば、農政課の助成金制度の活用が出来ます。
- 手続きが非常に簡単〔農政課・農業委員会が手続きをします。〕で、手数料等はありません。

手続き・ご相談は、農政課、農業委員会まで、



農地の適正な管理をお願いします。



農業委員会では、市内耕作放棄地調査を実施した結果、163ヘクタールであることを確認しました。

現在、市農政課と協力し、遊休農地解消の取り組みを進めています。

農地の維持管理が困難で貸付・譲渡を希望される場合は、地元の農業委員または、市農政課、農業委員会事務局までご相談ください。

農地の売買・贈与・貸借等について

農地を耕作する目的で売買、贈与、貸借等をする場合、農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可を受ける必要があります。

※許可できない場合

- 農地のすべてを効率的に耕作すると認められない場合
- 農業生産法人以外の法人が取得する（※農業生産法人以外の法人でも一定の要件を満たせば解除条件付きで農地を借りることができます。）
- 必要な農作業に常時従事すると認められない場合
- 農地取得後の農地面積の合計が50アール以上にならない場合。

なお、相続や遺産分割などにより許可を受けることなく農地を取得した場合、取得した農地のある市町村の農業委員会に届出が必要です。



農業者年金に加入しませんか

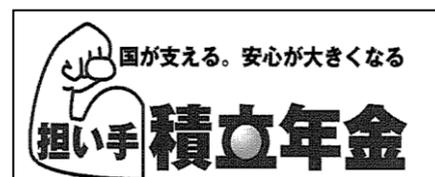
- ① 60歳未満の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事している方であれば、男女の区別なく誰でも加入できます。
- ② 自ら積み立てた保険料はその運用益（付利）により将来受け取る年金額が決ま

(1)

る「積立方式（確定拠出型）」の年金です。

- ③ 保険料は、加入者自らが必要とする年金額の目標に向けて自由に決められ（月額2万円～6万7千円の間）経営の状況や老後設計に合わせていつでも見直すことができます。
- ④ 農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取るはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。
- ⑤ 認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方は、保険料の国庫補助（月額最高1万円）があります。詳細な農業者年金の内容やご相談については、農協、農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人農業者年金基金 電話:03-3502-3199
ホームページ: <http://www.nounen.go.jp>



全国農業新聞を購読しませんか

全国農業新聞は、農家のために農業経営や暮らしの情報を提供しています。

毎週金曜日発行

購読料月600円（送料、税込）購読の申し込みは農業委員会事務局で受け付けています。



・毎週金曜日発行 B3版8～10頁

東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル
全国農業新聞 新聞業務部 電話: 03-6910-1130